

議案第181号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路株式会社が、道路整備特別措置法第3条第6項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき同意を求められたため、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

料金の額及びその徴収期間について次のように改める。

1 基本料金の額

本文記1 高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。

なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額

① 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

（注）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

② 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、150円とする。

(2) 適用方法

① 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する

道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とする。

（注）

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車〔E T C車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものと

みなす。以下同じ。] 以外の自動車をいう。以下同じ。] は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から利用可能な最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

② 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

③ 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、

以下のように料金調整を行った額を徴収する。

ア ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記②の計算式により算出された料金の額を適用する。

イ 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

2 特別の措置

(1) 1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、記1(1)①にかかわらず、平成28年4月1日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から平成33年3月31日までの間、下表Aのとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表 A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	31.5864
大型車	48.708
特大車	63.1728

(2) 料金距離に応じた料金の額

料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、記1及び2(1)にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成33年3月31日までの間は下表Bの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表Cの区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表 B

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	285.8215円	359.4444円	421.6430円

表C

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、上表A、上表B及び上表Cに定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、上表B又は上表Cの料金の額を適用する。

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速

道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

② 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(1)から(3)までに定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

3 通常料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

イ 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成33年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Bの区分に応じた割引後の額を適用する。

表A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1277.6345円	1888.8756円	2405.2690円

表B

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1414.6368円	1888.8756円	3048.1260円

② 障害者割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村にお

いて、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会

社との契約に基づき E T C カード（建設省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告した E T C システム利用規程第 3 条第 1 号に規定する E T C カードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けた E T C カードをいう。以下同じ。）又は E T C パーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与する E T C カードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

イ 割引率

50%以下とする。

③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C 車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限るものとし、本

割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

イ 割引率等

20%とする。ただし、下表Aに定める利用区間を通行する場合には、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の額を適用し、下表Bに定める利用区間を通行する場合には、同表の割引率を適用する。

表 A

利用区間	割引後の額
神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、横浜市道高速横浜環状北西線、川崎市道高速縦貫線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から同地区における各出入口等まで（横浜市内に存する出入口等間の利用は除く。）。	907.40円

表 B

利用区間	割引率
<p>神奈川県における各出入口等（横浜市内に存する出入口等は除く。以下この表において同じ。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。</p>	15%
<p>神奈川県における各出入口等から、都道首都高速 1 号線、都道首都高速 2 号線、都道首都高速 2 号分岐線、都道首都高速 3 号線、都道首都高速 4 号線、都道首都高速 4 号分岐線、都道首都高速 5 号線、都道首都高速 6 号線、都道首都高速 7 号線、都道首都高速 8 号線、都道首都高速 9 号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海 2 丁目 3 5 番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速 1 1 号線、都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。</p>	10%

ウ 中型車の特例

記ア及び記イにかかわらず、E T C車のうち中型車が上表Aに定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回ることとなる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。

④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうちE T Cコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

イ 割引率

(ア) 車両単位割引

A 記アの自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日から平成38年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

B 平成28年4月1日以降会社が定める日から平成38年3月3

1日までの間においては、利用した出入口等下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%
30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

表C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、一般国道14号（京葉道路）との接続部〔小松川ジャンクション（仮称）供用開始の期日まで〕、一之江〔小松川ジャンクション（仮称）供用開始の期日まで〕、小松川（両国ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海仮（仮称）、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション（仮称）	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表 E

月間要件通行利用金額	割引率
10,000円以下の部分	0%
10,000円を超える部分	5%

(イ) 契約単位割引

記アに定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の記イ(ア)に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ウ) 実施する期間

記イ(イ)に定める割引は、平成24年1月1日から平成38年3月31日までの間とする。

⑤ 都心流入割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

イ 割引を適用する料金距離

下表A又は下表B左欄に掲げる出入口等と中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、それぞれ右欄に定める料金距離を適用する。

表 A

出入口等	出入口等	料金距離
川崎浮島ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	17.5km

表 B

出入口等	出入口等	料金距離
大師	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	15.2km

ウ 実施する期間

平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成38年3月31日までの間とする。

⑥ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した自動車とする。

イ 割引を適用する料金距離

下表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、右欄に定める料金距離を適用する。

出入口等	出入口等	料金距離
東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、 汐留、芝公園、飯倉、霞が 関、代官町、北の丸、神田 橋、常盤橋、八重洲、丸の 内、呉服橋、江戸橋、川崎 浮島ジャンクション、湾 岸環八、空港中央、大井 南、臨海副都心、芝浦及び 東京高速道路株式会社の 管理する道路との接続部	24.1km

ウ 実施する期間

平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成38年3月31日までの間とする。

⑦ E T C 路線バス割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C コーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限り、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員 30 人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

イ 割引率

39%以下とする。

⑧ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C 車とする。

イ 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

ウ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

エ 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

オ 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

⑨ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

ウ 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

エ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

オ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 割引相互間の適用関係

① 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記3に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記3に定める他の全ての割引を適用する。

② 障害者割引又はE T C路線バス割引を適用する自動車については、上

上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

- ③ 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引及び都心流入・湾岸線誘導割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

ア 重複適用の有無

	環境			
大口	○	大口		
流入	○	○	流入	
湾岸	○	○	—	湾岸

(注) 「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引及び都心流入・湾岸線誘導割引を指す。

イ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	大口・多頻度割引

- (3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記(1)、①、③、⑤及び⑥に定める割引を適用した額（記①及び記③に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて

定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額)に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

4 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成27年9月30日までとする。

5 その他

(1) 乗継について

首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

(2) 実施期日

記1から3までに掲げる事項は平成28年4月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車等 軽自動車と連結する	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員1人以上で乗車29人未満かつ車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車等 軽自動車と普通車を連結する	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上かつ最大積載量5トン以上で3車軸以上かつ車両総重量が3トン以上かつ第1項の制限値以下）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（以下「普通貨物自動車」という。）を除く。）、車両の総重量、長さ等が第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもので、かつ被けん引自動車と連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）

